

II 大切にしたい3つのこと

オール岐阜での推進を基本姿勢として幼児教育の充実に取り組むにあたって、大切にしたいこととして「子ども理解」「遊びの中の学び」「発達の多様性」の3つを掲げます。乳幼児期の子どもにより良い育ちと学びのために、それぞれの関係主体がパートナーシップを発揮しながら、ここに掲げる3つのこと(価値)の共創を目指します。

大切にしたい3つのこと



子ども理解

乳幼児期は、周囲の大人に対する信頼感に支えられて自分の世界を広げていく時期です。周囲の大人には、子どもと直接に触れ合いながら、子どもの言動や表情から、思いや考えを受け止め、子どものよさや可能性を理解しようとするのが求められます。子どもの行動や心の動きを温かく受け止め、理解しながら、子どもとの間に信頼関係を築くことが大切です。子どもは、周囲の大人との関係の中で守られているという実感を得て、他者と心理的につながりながら、その子らしくいきいきと立ち立っていきます。

また、幼児期にふさわしい教育を行う際にまず必要なことは、一人ひとりの子どもをかけがえのない存在として捉え、理解を深めることです。子どもを理解することが出発点となり、そこから、一人ひとりの発達を着実に促す関わりが生み出されてきます。周囲の大人は、子どもの生活する姿から、今経験していることは何か、また、今必要な経験は何かを捉え、それに応じた援助をすることが大切です。



子どもの権利条約・条例

2019年は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が国際連合総会において採択されてから30周年の節目の年です。

また、岐阜市には、子どもの権利条約をもとにして作られた「岐阜市子どもの権利に関する条例」があります。

子どもは、自らの人生において主人公です。そのことを念頭に置き、子どもを理解することが大切です。

岐阜市子どもの権利に関する条例

- 第4条**
 安心して
 生きる権利
- 第5条**
 のびのびと
 育つ権利
- 第6条**
 守られる
 権利
- 第7条**
 参加する
 権利

子どもの権利条約から一部を抜粋

第3条 子どもにもっともよいことを
 子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第12条 意見を表す権利
 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第29条 教育の目的
 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。

第31条 休み、遊ぶ権利
 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

国際化の進展に伴い、教育・保育施設においては、様々な背景をもった子どもが生活を共にすることがあります。異なる習慣や行動様式をもった子ども同士が関わり合い、お互いを認め合うことは子どもにとっても貴重な経験となります。



遊びの中の学び

子どもは、楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいきます。遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時の経つのも忘れ、その関わり合いそのものを楽しむことにあります。

遊びは、遊ぶこと自体が目的であり、人の役に立つ何らかの成果を生み出すことが目的ではありません。しかし、子どもの遊びには、成長や発達にとって重要な体験が多く含まれています。

子ども自身の興味関心が起点となり、主体的に環境に働きかける中で、子どもは一生懸命に思いや考えをめぐらし、体や手足・指先を動かします。そうして遊び込むことで、自分自身の興味関心の幅を広げたり、環境に対する新たな関わり方を創造したり、それまででできなかった体の動きを獲得したりします。

遊びを通じて育まれるもの



遊びを学びに価値づける一例



興味や関心から、量や数の概念獲得につながっていく

遊びの中の学びを探しに行こう！
 市WEBサイトで事例を紹介しています。



II 大切にしたい3つのこと

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

2017年に告示された要領・指針では、そのすべてに共通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されたことにより、幼稚園や保育園、こども園などの教育・保育施設が、同じ方向性を掲げて、幼児教育施設として携わっていくこととなりました。

※この「姿」は、できるように育てなければならないという到達目標ではありません。指導すべきと位置付けるものではなく、幼児期の子どもの育ちの方向性を示すものです。

「10の姿」

5歳児修了時までに育ってほしい資質・能力が発揮されている姿

- 幼児期の育ちの**方向性の目標**=小学校入り口での子どもの姿
- この姿を幼小で共有することが、円滑な接続の要

- 1 健康な心と体
- 2 自立心
- 3 協同性
- 4 道徳性・規範意識の芽生え
- 5 社会生活との関わり
- 6 思考力の芽生え
- 7 自然との関わり・生命尊重
- 8 数量・図形、文字などへの関心・感覚
- 9 言葉による伝え合い
- 10 豊かな感性と表現



体を動かす楽しみ

様々な遊びを求めるようになれば、一層、多様に動きを獲得できるようになります。多様な動きを身に付けて自分の体を操作できるようになることは、安全な生活を送る上でも大切なものです。

子どもが体を十分に動かし活動意欲を満足させることは、子どもの有能感を育むことにもなり、体を使った遊びに意欲的に取り組むことにも結び付きます。

楽しく体を動かすことは、生涯にわたって運動(スポーツ)を楽しむための基礎的な体力や運動能力を発達させるだけでなく、友達との関わりを通して、協同性や社会性などを育む機会となります。



参考資料：文部科学省「幼児期運動指針」

子どもが、体を動かしたり、友達と関わったりする遊びの中で、意図せずして、けがをしたり友達とけんかになったりすることがありますが、同時に、子ども自身は多くの学びを得ています。子どもを見守り、安全・安心を確保することはもちろんですが、「より大きなけがを回避できるようになる」といった体の動きの獲得や「自分や他者と折り合いをつけられるようになる」といった非認知能力が育まれる成長的一幕でもあります。



発達の多様性

子どもは、身近な大人とさまざまな関わりをもちながら成長していきます。幼児期は、発達の遅れなどが気にかかり始める時期でもあります。

周りの大人は、一人ひとりの子どもに寄り添いながら、子どもの育ちや個性を理解し、適切で継続的な支援を行う必要があります。子どもの特性に早く気づき、適切な対応をしていくことで、子どもは、「自分は認められている」「大切にされている」と感じて自己肯定感を育みながら、安心して育っていきます。

子どもの教育的ニーズに気づき、支え、つなぐためには、乳幼児期から児童期にかけての切れ目ない支援が大切であることから、教育・子ども・健康・福祉・医療などの関係部局・機関などが連携して対応することが重要です。それぞれの教育・保育施設においては、早期発見・支援が重要であり、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育の観点からも、子どもの可能性を十分に引き出し、伸ばすことが求められます。



早期発見と 適切で切れ目ない支援



“インクルーシブ教育”

子どもが、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することで実現されます。